

環境基本方針

1. 環境宣言

当社は、地球環境保全が重要な経営課題であると認識し、「地球との共生」をモットーに事業活動を展開し、持続可能で豊かな社会の繁栄に貢献する。

そのために、事業活動の全ての面で最良と思われる方策を模索し、計画的に実施してゆく。

又、一人一人が地球環境問題を自分の問題と認識し、たとえ小さな事でも、できる事から取り組んでゆく。

2. 環境方針

当社は、四輪車・二輪車・農建船用計器の部分品及び民生機器の製造・販売の事業活動を行うに当たって、「地球との共生」を考慮し、資源の有効利用と地球環境保全を目指して、以下の方針に従い環境保全活動を行う。

- (1) 環境に関連した法令・条例、当社が同意した行政機関・業界の要求事項及び顧客の要求事項を遵守すると共に、自主基準を定めて環境保全に努める。
- (2) 事業活動が環境に与える影響の中で、特に以下の項目について、改善活動を技術的・経済的に可能な範囲で展開する。
 - ①製品製造及び購買に於いて環境負荷低減型の製品創出・資材調達を顧客並びに取引先と連携して推進する。
 - ②廃棄物の発生を抑えると共に、発生した廃棄物の分別・再利用・リサイクルに努める。
 - ③エネルギー・天然資源の節減に努める。
 - ④環境への汚染物質の排出を管理する体制を確立し、汚染の防止・予防に努める。
 - ⑤関係企業、業務請負業者へも環境方針を周知し、理解と協力を要請する。
 - ⑥周辺・地域住民、その他当社の環境問題に関心を有する者との間に同意された事項を遵守する。
 - ⑦全ての従業員が、環境方針に沿って業務を遂行するため、及び環境意識の高揚を図る為に教育訓練を実施する。
- (3) この環境方針達成のため、必要な組織単位毎に環境目的・目標を定め、環境保全活動の継続的改善を図る。又、環境目的・目標は定期的に見直し、必要に応じて改訂を行う。

3. 環境方針の周知と公表

環境方針は、社長が策定する。環境方針は文書化し社内に掲示すると同時に、これを記載したTQMノートを全従業員に配布することによって周知する。

尚、外部からの要求に応じて、文書化した書類をもって、これを開示する。

4. 環境方針の見直し

環境方針の改訂は、定期に毎年1回(原則として2月)、経営者による環境マネジメントシステムの見直しの一環として、環境システム見直し会議においてその必要性につき審議し、システム管理責任者がその決定を行い社長の署名を以て改訂する。

2016年5月23日

エヌエスエレクトロニクス株式会社
代表取締役社長 速水 敬喜